

平成 18 年 8 月 21 日 規程第 10 号

平成 19 年 1 月 24 日 規程第 1 号 (イ)

## 高架下利用等審議会の設置に関する規程 (イ)

(設置)

**第 1 条** 「高架下利用計画策定指針について」(平成 17 年 9 月 29 日付け国道利第 9 号国土交通省道路局路政課長通達)、「高速自動車国道法等の一部を改正する法律の施行について」(平成 10 年 9 月 18 日付け建設省高発第 22 号建設省道路局長通達)及び「高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて」(平成 17 年 10 月 18 日付け国道利第 24 号国土交通省道路局長通達)に基づき、高架下利用計画の策定、高速自動車国道又は自動車専用道路(以下「高速道路」という。)の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)における利便増進施設の占用許可又は高速道路と連結する利便施設等若しくは通路等の連結許可に関して審議するため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)に、高架下利用等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。(イ)

(審議事項)

**第 2 条** 審議会は、理事長の諮問に応じ、高架下利用計画の策定に関し、次の各号の手順に従い、審議するものとする。(イ)

## 一 高架下利用計画に係る高架下の部分の選定

道路管理上の理由その他の理由により占用の許可を与えることが困難な場所を除いたうえ、高架下を利用することが可能な場所を選定すること。

## 二 都市計画等の土地利用計画、周辺地域の土地利用状況等に基づく利用用途の決定

前号で選定した場所について、都市計画等の土地利用計画、周辺地域の土地利用状況等を踏まえ、街づくりの観点等から、高架下の利用用途(公園、広場等の公共の用に供する施設、店舗、事務所等の商業施設等)として、適正かつ合理的な用途を決定すること。

## 三 占用主体、占用物件等の決定

高架下の占用の要望等を踏まえ、前号の高架下の利用用途に基づき、占用主体、占用物件、占用の場所、占用の開始の予定時期等の高架下の利用方法を決定すること。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、特定連結路附属地における利便増進施設の占用許可の可否等について審議するものとする。(イ)

3 審議会は、理事長の諮問に応じ、高速道路と連結する利便施設等又は通路等の連結許可の可否等について審議するものとする。(イ)

(組織)

**第3条** 審議会は、常任委員6名以内及び審議事項ごとの特別委員（以下「特別委員」という。）2名以内で組織する。

(常任委員)

**第4条** 常任委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

2 常任委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 常任委員は、非常勤とする。

(特別委員)

**第5条** 特別委員は、審議事項に関係する関係地方公共団体の都市計画を担当する部局の職員のうちから、理事長が委嘱し、その任期は、当該審議事項に係る審議が終了するまでの間とする。

2 特別委員は、非常勤とする。

(会長)

**第6条** 審議会に会長を置き、常任委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の事務を掌理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する常任委員が、その職務を代行する。

(開催及び決議)

**第7条** 審議会は、審議事項ごとに、常任委員及び当該審議事項に関係する特別委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 審議会の議事は、審議事項ごとに、出席した常任委員及び当該審議事項に関係する特別委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

**第8条** 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、総務部管理課において行う。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

## 附 則 (イ)

この規程は、平成19年2月1日から施行する。